

○鳥羽志勢広域連合議会特別委員会条例

〔平成11年4月9日〕  
〔条例第22号〕

**第1条** 鳥羽志勢広域連合議会において、必要があると認めるときは、議会の議決で、特別委員会を置くことができる。

**第2条** 特別委員会の定数、組織運営については、議会の議決で定める。

**第3条** 特別委員会は、その目的が達成された日をもって解散する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。